

令和6年度 一般会計予算
市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

地方消費税率の引上げによる引上げ分の地方消費税込については、「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。皆野町では、下表のとおり充当しております。

（歳入）	市町村交付金（社会保障財源化分）	113,000千円
（歳出）	社会保障施策に要する経費	1,214,527千円

■ 社会保障施策に要する経費					(単位：千円)				
項目	予算科目			社会保障施策 に要する経費 ※	特定財源			一般財源	
	款	項	目		国 県 支出金	地方債	その他	市町村交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	385,915	248,488	0	0	24,944	112,483
			3 老人福祉費	170,054	9,388	0	4,030	28,430	128,206
		2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	255,535	173,251	0	9,000	13,301	59,983
			2 児童措置費	109,200	84,700	0	0	4,447	20,053
	(小計)				920,704	515,827	0	13,030	71,122
社会保険	3 民生費	1 社会福祉費	4 国保・年金事務費	198,144	52,387	0	2,387	26,023	117,347
保健衛生	4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	19,313	3,273	0	0	2,911	13,129
			2 予防費	61,173	618	0	0	10,991	49,564
			4 母子保健費	15,193	4,343	0	90	1,953	8,807
(小計)				95,679	8,234	0	90	15,855	71,500
計				1,214,527	576,448	0	15,507	113,000	509,572

※事務費や事務職員の人件費等は除外しています。